

## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

### [1] 商業の活性化の必要性

#### (1) これまでの取り組みと現況

JR久留米駅及びその周辺においては、九州新幹線久留米駅の開業やJR久留米駅前第一街区市街地再開発事業に併せ、飲食店やコンビニエンスストアなどの立地が促進された。

中心市街地商店街においては、(株)ハイマート久留米とタウンマネージャーが軸となり、空き店舗対策事業をはじめ、出店に関する相談業務、街なか起業家の育成などに取り組んだことにより、平成20年度から平成24年度までに中心市街地商店街空き店舗対策事業を活用した出店が60件あり、空き店舗率は改善傾向となっているものの、目標値15%の達成は困難な状況となっている。一方、多様なサービスの提供を目指し、サービス・飲食業の出店促進に取り組んだことにより、そのシェアは目標値の40%を上回っているが、出店した飲食業の多くは、夜間営業を中心とした店舗であり、ファミリー層を対象とした店舗など、必ずしも商店街として求められている業種構成につながっていない。

また、西鉄久留米駅東口広場や六角堂広場、東町公園等において、商業者、NPO及び市民団体等による、地域資源等を活用した多くのイベントが開催され、イベント当日には多くの来街者があったもののその来街効果を十分に活かし切れておらず、日常的な来街者の増加には繋がっていない。

#### (2) 商業の活性化の必要性

中心市街地の活性化においては、持続可能なコンパクトなまちづくりを推進するとともに、商業をはじめとする多様なサービスの提供と、様々な都市機能の集積の確保が必要である。

そのためには、B級グルメなど、本市の地域資源等を活用したイベントをはじめとした、多様な主体による市民活動の促進、年間を通したヒト・モノ・コトの交流と情報の発信による賑わいの創出、街なか居住の推進や久留米シティプラザの開業と併せ、商業者が中心となり、多様で魅力ある商品やサービスの提供をエリア一体で取り組むことが必要である。

そこで、これまでの多様な主体による賑わいづくりを継続し、かつ発展するために必要な支援を行ない、また、久留米シティプラザを中心に生まれる新たな賑わいや、相乗効果が發揮できるような中心市街地内のイベントの相互連携・交流、情報発信に努める必要がある。さらには、久留米シティプラザの商業機能と連携しつつ、(株)ハイマート久留米とタウンマネージャーが軸となり、商業者、地権者、行政が一体となって組織力を高め、来街者、居住者のニーズを捉えたサービスの提供、店舗の誘致、新たな担い手や、若手経営者の育成などを図っていく必要がある。

また、これらの取り組みに併せ、交流促進を図る就労の場の創出と雇用の拡大など、全ての世代が安心して心地よく過ごせるコミュニティの役割を持った「人にやさしい商店街」の構築を

図るため、必要な環境、空間の創出に努めていく必要がある。

### (3) フォローアップの時期

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、必要に応じ事業の見直し、追加を行うなどの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度には再度進捗状況を調査し、その結果に応じた改善策を検討し、長期的な展望に立って、中心市街地の活性化に努める。

## [2] 具体的事業の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>【事業名】</b> 六ツ門 8 番 街地区第一種市街地再開発事業 <b>(再掲)</b>  <b>【事業内容】</b> ・地区面積 約 1.1ha 商業施設、 公益施設等 <b>【実施時期】</b> H23～H27	市街地再開発組合	<p>○位置づけ</p> <p>本事業は、久留米シティプラザ整備を進めるために、隣接する 9 番街地区と一緒に整備を行うものであり、県南の中核都市としての求心力を象徴する核施設となり、市民が愛着と誇りを持てる施設とし、中心市街地の活性化に大きく寄与するものである。</p> <p>○必要性</p> <p>市街地再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、ホール機能やコンベンション機能、商業機能などを併せ持つ久留米シティプラザを整備することにより、来街者の集客と回遊性の強化による中心市街地全体の活性化を図る。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<b>【支援措置】</b> 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)	図面番号 2

【事業名】 六ツ門 8・9 番街地区暮らし・にぎわい再生事業 (久留米シティプラザ事業) (再掲)	久留米市	○位置づけ  六ツ門地区は、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。  そこで当該地区において、久留米シティプラザを整備することにより、文化芸術振興機能やコンベンション機能を有する都市福利施設の導入や、全天候型の街なか広場等の施設整備を行い、来街者の促進を図る。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(六ツ門地区))	図面番号 12
		○必要性  当該地区の再生は、くるめりあ六ツ門や新世界地区の整備と連帶することにより、六ツ門地区全体の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、中心市街地全体への波及効果が期待されており、ホールや展示室等を有する都市福利施設の整備や市民広場の機能拡充及び、商業機能を導入し、当該地区の賑わいの再生を図る。  この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【実施時期】 H23～H27	
【事業名】 中心市街地商店街空き店舗対策事業	久留米市	○位置づけ  中心市街地商店街へ出店にあたり必要な店舗改装費の一部を助成する。  開業後は活性化のパートナーと位置づけ、商店街における共同販促や賑わいづくりへの参画を誘導する。また、空き店舗が長期化しているという課題に対応するため、新たに建物のリノベーション支援などに取り組む。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(久留米市中心市街地地区))	図面番号 19

【実施時期】 H16～	○必要性  新たな店舗を誘導することにより商業機能の維持・強化を図り、来街者や居住者に対し、多様なサービスを提供し、利便性の高い街づくりを進める必要がある。  この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【実施時期】 H26	
【事業名】 タウンモビリティ事業  【事業内容】 中心市街地商店街への来街支援  【実施時期】 H15～H30	久留米市 (委託先 : NPO 法人 シニア情報 プラザ久留 米)  ○位置づけ  移動に関して制約を持つ高齢者等に対し、中心市街地商店街までの来街支援および買物等の活動を支援し、誰もが来街しやすい街づくりを推進する。  ○必要性  中心市街地商店街と郊外型大型店等とのサービスにおける差別化を図るために、商店街の魅力向上、利便性の高い街づくりを進める必要がある。  この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(久留米市中心市街地地区))  【実施時期】 H25～H26	図面番号 20
【事業名】 中心市街地商業活性化助言事業  【事業内容】 専門家の活用による事業支援  【実施時期】 H26～H30	久留米市中 心市街地活 性化協議会  ○位置づけ  中小機構の専門家派遣により、中心市街地活性化協議会の運営や、情報発信、共同販促などの商業活性化に関する助言を受ける。  ○必要性  中心市街地商店街の活性化に関する最新の知識や取り組み方などに関する技術など、必要な情報を得るために、アドバイザーの派遣を受ける必要がある。  この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化アドバイザー派遣事業(経済産業省)  【実施時期】 H26～H30	図面番号 21

【事業名】 久留米シティプラザ気運醸成事業	久留米市	<p>○位置づけ 久留米シティプラザは平成27年度オープンを目指しており、プレ事業の他、広報等の情報発信事業の実施や、施設に対する市民の認知及び期待感や来場意欲の向上を図る。</p> <p>○必要性 建設予定地周辺を中心とした商店街などとも協働したイベントを行い、久留米シティプラザの整備によって気運醸成を図り、街なかの賑わいづくりを進めるために必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業と一体の効果促進事業)	図面番号 22
【事業内容】 久留米シティプラザプレ事業等による気運醸成			【実施時期】 H26～H27	
【実施時期】 H26～H27				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業  
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内 容及び実施 時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための 位置づけ及び必要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他の 事項
【事業名】 まちなか地域物産店づくり事業	(株)ハイマート久留米	<p>○位置づけ 中心市街地の賑わい、来街者への多様なサービスの提供を行うため、ブランド感がある、お土産に適する農産物、加工品、地場産品などを販売する地域物産品などを販売する地域物産店の整備と運営を行う。</p> <p>○必要性 久留米シティプラザと連動する多様なサービスの提供を行う施設であり、来街者の促進を図るために必要な事業である。</p>	【支援措置】 地域住民生活等緊張支援のための交付金(地方創生先行型)	図面番号 50

		<p>この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		
<p><b>【事業名】</b> 学生まちなか賑わいづくりコンペ事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 学生のアイディア等を活用したまちなかの賑わいづくり</p> <p><b>【実施時期】</b> H27～</p>	(株)ハイマート久留米	<p>○位置づけ 中心市街地の賑わいづくり事業として、まちづくり会社が、学生や中心市街地で活動する市民と連携して行う、学生の企画のコンペティションと企画の実現への支援を行う。</p> <p>○必要性 学生のアイディアを活用する新たな賑わいづくりへの取り組みであり、学生および市民の活動を活発にするとともに、中心市街地の魅力を発信するために必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成する必要な事業である。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創出先行型)</p> <p><b>【実施時期】</b> H27～</p>	図面番号 51
<p><b>【事業名】</b> まちなかインキュベーション施設整備・運営事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 中心市街地での就労の場の確保や創業に関する環境づくり</p> <p><b>【実施時期】</b> H27～</p>	久留米市	<p>○位置づけ 中心市街地にインキュベートオフィスを備えた創業支援施設を整備し、中心市街地での就労の場の確保、創業にチャレンジしやすい環境づくりを行う。</p> <p>○必要性 久留米シティプラザと連動した、創業を目指す若者などが集まる場所を提供する施設であり、賑わいづくりに必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)</p> <p><b>【実施時期】</b> H27～</p>	図面番号 52

【事業名】 オフィス設置 奨励金(久留米産業振興奨励金事業)	久留米市	○位置づけ  中心市街地の交流促進や雇用の創出、地域産業の振興を図るため、中心市街地へ新たにオフィスを設置する企業に対し、賃料やシステム設置費用などの一部を助成する。	【支援措置】 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創出先行型)	【実施時期】 H27~	図面番号 53
		○必要性  雇用の場を創出することにより来街者の増加が大いに期待できるとともに、地域経済の活性化や都市機能の集積を図るために必要な事業である。  この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。			
【事業名】 MICE誘致 推進事業	(公財)久留 米観光コン ベンション 国際交流協 会	○位置づけ  久留米シティプラザ開業を最大限に活用し、地域に幅広い経済波及効果や社会的かつ戦略的な誘致に取り組むとともに、それらの参加者が久留米らしさあふれる魅力を安心して満喫できる商品づくりを行う。	【支援措置】 地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創出先行型)	【実施時期】 H27~	図面番号 54
		○必要性  MICEの誘致は、交流人口を拡大し地域経済の活性を図るために必要不可欠な取り組みである。さらに、MICE参加者をはじめとする市外からの来訪者の消費行動を促す商品の造成、販売は、MICE開催をより確実に地域経済の活性化に繋げるためには欠かせないものである。  この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。			

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>【事業名】</b> 久留米シティプラザ開館記念等事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 久留米シティプラザを活用した賑わいづくり</p> <p><b>【実施時期】</b> H27～H30</p>	久留米市	<p>○位置づけ 久留米シティプラザ開館を契機に、中心商店街と連携協働したイベントなどを行い、街なかの賑わいづくりに取り組む。また、オープンイベント後も継続した日常的イベントを行うことにより、来街者増加や回遊性向上を図る。</p> <p>○必要性 久留米シティプラザの活用による六ツ門地区を含めた中心市街地の活性化や集客・回遊性の強化による賑わいの再生を図るために必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		図面番号 23
<p><b>【事業名】</b> 散策マップ事業(増刷)</p> <p><b>【事業内容】</b> 散策マップによるまち歩きの促進</p> <p><b>【実施時期】</b> H25～</p>	久留米市	<p>○位置づけ JR 久留米駅周辺から西鉄久留米駅周辺に至る中心市街地エリアの観光資源等を活用し、文化・芸術、歴史、食といったテーマごとの散策ルートを設定した散策マップを作成する。</p> <p>○必要性 来街者を増やし、滞在時間を延長するためには、まちなかの魅力を高め回遊性を向上することが必要である。 この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		図面番号 24

【事業名】 ICカード導入検討事業	中心商店街、久留米駐車協同組合、街づくり会社、鉄道事業者	<p>○位置づけ 中心市街地商店街において、買物や移動がICカード1枚で対応できるシステムを構築する。</p> <p>○必要性 既存の鉄道系のカードを活用し、ICカード1枚で買物、食事、公共交通、駐車料金など精算ができる新たなサービスを構築することで、中心市街地商店街での買物や移動の利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		図面番号 25
【事業名】 六ツ門わくわくマルシェ実行委員会	六ツ門わくわくマルシェ実行委員会	<p>○位置づけ 久留米シティプラザ整備事業の工事期間中は、来街の減少、にぎわいの喪失等の影響が懸念されることから、新たな魅力・賑わいを創出し、さらには、久留米シティプラザ開業後における同施設と連携した魅力・賑わいづくりを実現するために、マルシェを実施する。</p> <p>○必要性 井筒屋閉店後、六ツ門地区の賑わいは失われつつあるため、久留米シティプラザを契機とした新たなにぎわいづくりを進める必要がある。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 福岡県補助金、久留米市補助金</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	図面番号 26
【事業名】 大学・NPO連携事業	①(株)ハイマート久留米 ②聖マリア学院大学、 ③NPO法	<p>○位置づけ 商店街を買物の場としてだけでなく、市民活動の場としての活用促進を図るために、街づくり会社やNPO法人などと連携し、来街促進や賑わいづくりなどに取り組</p>	<p>【支援措置】 ①福岡県・久留米市補助金</p>	図面番号 27

【事業内容】 各種団体との連携による来街促進や賑わいづくり  【実施時期】 H17～H30	人くるめ日曜市の会	む。  ①【六ツ門大学】 H17～ 商店街において各種講座を開講し、生涯学習の場づくりを進める。 ②【まちなか保健室】 H21～ 空き店舗を活用した街の駅において、大学と連携し健康相談、子育て相談等の事業を実施する。 ③【くるめ日曜市の会】 H24～ 筑後地域の農産物を中心に市を開催し、中心市街地の賑わいと地域経済の活性化に取り組む。	【実施時期】 H17～  ②なし  【支援措置】 ③久留米市補助金  【実施時期】 H24～	
		○必要性  商業による賑わいだけでなく、大学やNPOが持つ知識やネットワークを生かした活動により、中心市街地商店街の新たな活力と賑わいを創出し、来街促進につなげる必要がある。  また、これらの活動を通して、中心市街地への関心を高め、将来の中心市街地活性化を担う人材を育成する。  この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
【事業名】 中心市街地活性化推進イベント事業  【事業内容】 中心商店街等によるイベントの実施  【実施時期】 H15～	中 心 商 店 街、 N P O 法 人 等	○位置づけ  中心市街地において中心商店街やNPO法人、街づくり会社などが、地域資源等を活用しながら、年間を通じたイベントに取り組み、まちなかの賑わい創出、回遊性向上による歩行者通行量の増加に努めることを目的とする。  ○必要性  中心市街地における空き店舗率の増加、歩行者通行量の減少など、福岡都市圏や郊外への消費の流出は、もはや商	【支援措置】 久留米市補助金  【実施時期】 H15～	図面番号 28

		<p>業のみでは解決できない状況にある。中心市街地に求められる役割も時代と共に変化しており、各団体が連携し、久留米シティプラザ開業に向けた、まちの賑わい創出に取り組む必要がある。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		
<p><b>【事業名】</b> まちなか起業家支援事業</p> <p><b>【事業内容】</b> まちなか起業家への出店・経営支援</p> <p><b>【実施時期】</b> H21～</p>	株ハイマート久留米	<p>○位置づけ 商店街に不足している業種並びにその人材を育成することを目的に、起業家の育成に取り組む。中心市街地商店街の顔として、魅力ある商店街づくりや商店街のネットワーク活動に取り組むことを目的として、開業に向けたビジネスプラン策定のサポート、店づくり・開店後の経営サポートなど、出店候補者に応じたオーダーメイドの支援を行う。</p> <p>○必要性 現在の商店街が抱える課題として、商店街における店舗・商品構成が消費者ニーズに対応できておらず、店舗構成にも偏りが生じていることから不足業種を誘致する必要がある。また、店主の高齢化が進むとともに後継者不足などから商店街を担う人材が不足しており、次世代を担う人材を育成していく必要がある。</p> <p>この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 福岡県補助金、久留米市補助金</p> <p><b>【実施時期】</b> H21～</p>	図面番号 29
<p><b>【事業名】</b> 中心市街地活性化協議会マネジメント事業</p>	久留米市中心市街地活性化協議会	<p>○位置づけ 中心市街地活性化協議会の効率的な運営、民間事業の推進や新たな掘り起こしを進めるため、相談業務や事業推進の役割を担う、同協議会の事務局を強化する。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 久留米市補助金</p> <p><b>【実施時期】</b> H20～</p>	図面番号 30

【事業内容】 中心市街地活性化協議会の運営  【実施時期】 H20～		<p>○必要性 タウンマネージャー活動を軸として、空き店舗の活用や商店街に必要な新規テナントの誘致、地権者等とのコンセンサス形成などに取り組む必要がある。</p> <p>この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		
【事業名】 くるめ光の祭典事業  【事業内容】 イルミネーション事業の実施  【実施時期】 H17～	株ハイマー ト久留米	<p>○位置づけ 民間企業や市民等との協働によるイルミネーション事業に取り組む。</p> <p>○必要性 冬季における賑わい、ならびに魅力的な都市空間の創出と中心市街地の回遊性の向上を図る必要がある。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 久留米市補助金</p> <p>【実施時期】 H17～</p>	図面番号 31
【事業名】 B級グルメの聖地（まち） 「シティセールスプロモーション」事業  【事業内容】 B級グルメをテーマとした地域資源の発信  【実施時期】 H21～	実行委員会	<p>○位置づけ 全国的に類のない多彩なご当地グルメと豊かな食文化を持つまちであることを全国に向け発信するため、B級ご当地グルメをテーマとした様々な取り組みを通じて、集客と賑わい創りを追及するとともに、市民参加型のネットワークを構築する。同時に各メディアを活用したパブリティ戦略により「シティセールスプロモーション活動」を展開する。</p> <p>○必要性 ご当地グルメをテーマに「まちの賑わい創り」と「食による街なかブランドの確立」を図ることにより、中心市街地にとっての更なる魅力を生み出し、賑わいと回遊性へと繋げるためにも、必要な事業である。</p> <p>この事業は「来街者の増加と活発な市</p>	<p>【支援措置】 久留米市補助金</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	図面番号 32

		民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
<p><b>【事業名】</b> B級グルメの聖地(まち) くるめ食の八十八ヵ所巡礼の旅事業</p> <p><b>【事業内容】</b> B級グルメをテーマとした、継続的なサービスの提供</p> <p><b>【実施時期】</b> H21～</p>	<p>実行委員会</p>	<p>○位置づけ ご当地B級グルメの豚骨ラーメンや久留米焼きとり・筑後うどんをはじめ、ちゃんぽん・餃子などの業界のネットワークを図り、「多様なB級ご当地グルメ」「酒蔵」等を地域資源として醸成していく。</p> <p>○必要性 多彩なB級ご当地グルメ店をスタンプラリー形式で巡る「くるめ食の八十八ヵ所巡礼の旅」を実施し、日常的、継続的な集客を図ることは、中心市街地の賑わい創出に必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 久留米市補助金</p> <p><b>【実施時期】</b> H21～</p>	<p>図面番号 33</p>
<p><b>【事業名】</b> B級ご当地グルメ市場整備事業</p> <p><b>【事業内容】</b> 地域資源の情報発信拠点整備</p> <p><b>【実施時期】</b> H24～</p>	<p>B級ご当地グルメ団体</p>	<p>○位置づけ 久留米シティプラザの開業に合わせ、当施設から生み出される“多様な集客”“観光需要”に対応するために、十数年来、取り組んできたB級ご当地グルメの拠点を整備することにより、情報発信力と集客力の強化を図る。</p> <p>○必要性 久留米の中心市街地が「食のまち」として存在感をハード・ソフト両面で顕わにすることにより、来街客や観光客の回遊性を向上し、“B級グルメの聖地(まち)”との位置づけと、全国に向けた更なる情報発信を展開していく。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		<p>図面番号 34</p>

【事業名】 “歓交地久留米”ツーリズム事業	久留米商工会議所	<p>○位置づけ 九州新幹線や久留米シティプラザの開業に伴う、コンベンションや視察、観光関連の需要増大などにより、中心市街地への様々な経済効果が期待される。そこで“ツーリズム市場”へ誘導・発展させることを目的に、着地型観光商品やアフターコンベンションなど、付加価値の開発・提供を図る。</p> <p>○必要性 地域資源を結集したツーリズム事業を展開、一見観光から多見観光への展開、“地域ブランド”的情報発信効果(シティプロモーション)を展開することは、中心市街地の魅力向上につながることからも、必要な事業である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		図面番号 35
【事業名】 久留米まち旅博覧会事業	NPO法人 久留米ブランド研究会	<p>○位置づけ 豊かな自然や歴史、芸術文化、食、ものづくりなど多彩な地域資源を活用した体験交流型観光プログラム「久留米まち旅博覧会」を開催することにより、久留米の魅力発信と来街者の増加を図る。</p> <p>○必要性 中心市街地の賑わい創出には、他地域にない、久留米ならではの体験や交流ができる観光プログラムが必要である。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		図面番号 36

【事業名】 久留米さくら 粹社 文藝 復興事業 (三しゃのま ちルネッサン ス事業)	文化街さく ら会	○位置づけ  かつて“三しゃのまち”(医者・自転車・芸者)と言われ、本市の資源であった芸妓文化を再認識し、現在のニーズに即した地域文化として復興させることにより、新たな観光資源を創出し、「文化街 見える化事業」と連動した体験・体感型観光プログラムの構築を図る。		図面番号 37
		○必要性  久留米シティプラザ来場者・コンベンション参加者を視野に入れたアフターコンベンションの造成など、時間消費型観光への転換を促進する事業であり、九州新幹線開業効果を生かし、他の地域資源とのシナジーを生み出すうえで必要な事業である。		
		この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
【事業名】 文化街 見 える化計画 事業	文化街さく ら会	○位置づけ  飲食店が集積した同エリアにおいて、「昼夜兼用の賑わいのある街」「安心・安全な市民や来街者が訪れやすい街」への転換を目指し、総合案内所の整備により、情報発信を行っていく。		図面番号 38
		○必要性  九州新幹線の開業効果と、久留米シティプラザを活用した地域交流促進・にぎわい創出と連携し、観光面・環境面の両面から文化街地区のポテンシャルを向上させ、中心市街地の求心力を高めるため必要な事業である。		
		この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		

【事業名】	久留米商工会議所(中心商店街、㈱ハイマート久留米)	○位置づけ 現在の中心商店街は、「魅せ揃え」「品揃え」が欠如し、商店街の経営資源の低下に繋がっていることから「人・モノ・収益・情報・ネットワーク・情熱」の6つの経営資源の活性化を図るため、「街元気プロジェクト」を立ち上げ「100円商店街」や「まちゼミ」などの事業を展開する。また、意欲ある個店を集中的に支援し繁盛店を創出するとともに、その取り組みを商店街全体の活性化に繋げる。  ○必要性 経営力・販売力・情報発信力を揮発し、商店街の“業態”としての“力”を高め、再生していくため、また、この取り組みを通じて消費者ニーズをとらえるためにも必要な事業である。 この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金、久留米市補助金  【実施時期】 H25~	図面番号 39
【事業名】 西鉄久留米駅東口広場活用賑わい創出事業(活用多様化・広場環境の整備)	西鉄久留米駅東口広場活用協議会、We Love久留米協議会、久留米市	○位置づけ 現在の西鉄久留米駅東口広場が抱える課題を解決し、六ツ門地区と連携した一体的な賑わいづくりを行うため、食・医療・音楽等のイベントの充実、オープンカフェの社会実験、放置自転車対策をはじめとする広場の環境改善に向けた取り組みを推進する。  ○必要性 現在の東口広場は、違法駐輪、ホームレス、勧誘などで環境が悪化しており、広場空間として快適性が低いため、市の玄関口として人々が集い、憩うための多様な広場活用と環境整備に取り組む必要がある。 この事業は「来街者の増加と活発な市		図面番号 40

		民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
<b>【事業名】</b> 西鉄久留米駅東口魅力ある商業の展開事業	<b>西鉄久留米駅東口広場活用協議会、We Love 久留米協議会</b>	<p>○位置づけ 中心市街地の商業活性化・賑わい創出・回遊性の向上による歩行者通行量の増加を目指し、商業施設の岩田屋久留米店屋上の「SORA-IROひろば」を子育て支援、地域・地域団体等へのイベント広場、来街者の憩いの広場として開放するとともに、商業者主体の共同販促、既存商業施設のブラッシュアップに取り組む。</p> <p>○必要性 市内一の乗降者数を持ち、市の玄関口である西鉄久留米駅周辺を、商業の中心地としてふさわしい拠点地区としての形成と賑わい創出に向けた取り組みを進める必要がある。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		<b>図面番号</b> 41
<b>【事業内容】</b> 中心市街地の施設を活用した賑わい創出				
<b>【実施時期】</b> H25～				
<b>【事業名】</b> 西鉄久留米駅東口安全安心なまちづくり事業	<b>西鉄久留米駅東口広場活用協議会、We Love 久留米協議会</b>	<p>○位置づけ 夜間の安全性や治安向上を図るため、防犯カメラの設置、防犯パトロールの実施、路上喫煙禁止区域等の取り組みを推進し、誰もが安心して来街できる駅前拠点を形成する。</p> <p>○必要性 中心市街地においては、安全・安心に対する来街者ニーズが高まっており、市の玄関口としての安全・安心に向けた取り組みが必要である。 この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		<b>図面番号</b> 42
<b>【事業内容】</b> 民間による安全安心なまちづくり				
<b>【実施時期】</b> H25～				

【事業名】 We Love 久留米協議会の活動の推進	We Love 久留米協議会	○位置づけ  We Love 久留米協議会は、久留米市市街地の活性化を目的として平成25年6月に発足した団体であり、市内及び近郊の企業、団体、住民、行政などが連携し、快適な環境の形成、集客力の向上、コミュニティの活性化による地域経済の活性化と生活文化の創造活動を行う。  ○必要性  各種団体のそれぞれの活動の連携・協調を図ることにより、中心市街地の賑わい創出の活動を、「点」から「面」へと展開する必要性がある。  この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		図面番号 43
【事業名】 中心商店街魅力創出・情報発信事業	(株)ハイマート久留米	○位置づけ  久留米シティプラザの開業に併せ、西鉄久留米駅周辺までの、まちの魅力や情報を紹介するマップの作成・更新を行う。  ○必要性  市内外からの来街者への、特徴的な商品やサービスなど、中心商店街の魅力を発信することにより、来街の促進、回遊性の向上を図るために必要な事業である。  この事業は「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金・久留米補助金  【実施時期】 H27~	図面番号 55
【事業名】 音楽によるまちづくり推進事業	久留米市	○位置づけ  街なかの各施設を活用した音楽事業を推進することにより、来街者を増やし、中心市街地の活性化や定住促進等につなげていく。		図面番号 56

【事業内容】 街なかの各施設を活用した音楽事業の推進		○必要性 音楽の力をを利用して人とまちを元気にしていくことを目的に行う事業で、久留米シティプラザの活用や商店街等との連携により、街なかの賑わい創出にも寄与するものである。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいある街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。		
【事業名】 大道芸によるまちづくり推進事業  【事業内容】 大道芸を活用した新たな賑わいづくり  【実施時期】 H26～	久留米市 中心商店街	○位置づけ 地域の人たちにアートを身近に感じさせ、子供から大人まで誰もが楽しむことができる大道芸を、商店街や広場、公園などの街なかを舞台に、市、商店街、市民などが一体となって開催し、中心市街地の新たな活力と賑わいを創出する。  ○必要性 大道芸によるまちづくりを推進することにより、街なかを訪れる人たちへ大道芸が持つ日常を超えた楽しさや醍醐味を提供し、久留米シティプラザと連携した新たな賑わいづくりを進める必要がある。 この事業は、「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標達成のため必要な事業である。		図面番号 57
【事業名】 宿泊施設整備支援事業  【事業内容】 宿泊施設の改修や新設に対する補助	久留米市	○位置づけ 宿泊施設の改修や新設等を支援することにより、交流人口の増加を図るとともに、来訪者の宿泊を促し滞在時間を延ばすことによって、経済効果の増大を図る。  ○必要性 平成28年4月の久留米シティプラザのオープンを契機に本市への来訪者の大幅な増加が期待されるため、民間事業者		図面番号 59

【実施時期】 H28～H31		等が行う宿泊施設の整備事業を促進する支援を行うことは重要である。  この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
【事業名】 六角堂広場運営まちなか賑わいづくり事業  【事業内容】 六角堂広場等を活用した賑わいづくり  【実施時期】 H28～	久留米市	○位置づけ  新たに整備された久留米シティプラザの六角堂広場等を活用し、憩いの空間づくりと魅力あるイベント等を行う。  ○必要性  活性化・賑わいが生まれる新たな拠点である久留米シティプラザを中心に魅力ある空間と賑わい創出を行い、まちなかの魅力と回遊性を高めることは重要である。  この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		図面番号 60
【事業名】 オール久留米で盛り上げ隊事業  【事業内容】 多彩なプレイヤーによる継続したイベントの実施  【実施時期】 H28～	オール久留米で盛り上げ隊実行委員会	○位置づけ  多彩なプレイヤーによる継続したイベントを中心市街全域で展開し、来街促進・賑わいづくり・回遊性向上・久留米シティプラザの拠点効果を活かした新たな価値づくりに取り組む。  ○必要性  市民・街づくり団体・公共の力を結集し、街なかの賑わい創出及びシティプロモーションに取り組み、久留米シティプラザの開業効果を持続的に活かすことは重要である。  この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 久留米市補助金  【実施時期】 H28～	図面番号 61

【事業名】 まちなかクリスマス事業	久留米市	○位置づけ 人出が少くなる冬場に、まちなかの冬の賑わいづくりを目的として、六角堂広場や商店街、西鉄久留米駅東口広場などの中心市街地一帯で、クリスマスをテーマにしたマーケットや六角堂広場でのイベントなどを実施する。		図面番号 63
【事業内容】 クリスマスを テーマとした イベントの開 催		○必要性 冬季の中心市街地に来街者を増やし、滞在時間を延ばすためには、中心市街地一帯での賑わい創出や回遊性の向上が必要である。 この事業は、「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
【実施時期】 H29~				